

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示

当訪問看護ステーションでは、在宅での療養を行っている利用者様の診療情報等について、ICT ツール（医療情報共有システム等）を用いて地域の連携機関と常時共有・確認できる体制を整えております。これに伴い、令和 8 年 8 月より「訪問看護医療情報連携加算」の算定を開始いたします。

訪問看護医療情報連携加算 1, 0 0 0 円／月

● 届出基準

1. 記録された利用者の診療情報等については、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
2. 診療情報等の共有について、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち、利用者が同意した者のみににおいて、保管された当該情報の共有が ICT を用いて行われるものであること。
3. 参加者の範囲を随時設定することが可能であること。
4. 参加者が、保管された当該情報について、常時、閲覧・取得を行うことが可能であること。
5. 参加者が、常時、必要な診療情報等を共有できること。
6. 体制の整備にあたっては、一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会（HISPRO）が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項を参考とすること。
7. 安全な通信環境を確保するために、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。
8. 当該訪問看護ステーションと利用者の診療情報等を共有している連携機関の数が、5 以上であること。
9. 地域において、連携機関以外の保健医療機関等が、当該 ICT を用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には、当該体制を運営する関係者の間で定めた取り決めに基づき、連携体制を構築すること。
10. 連携体制を構築していること及び実際に利用者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該訪問看護ステーションに見やすい場所に掲示し、刑事事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

● 連携機関（一部のみ掲載）

埼玉西部鳩山在宅診療所サンキュー・東松山在宅診療所・シャローム病院・いつき薬局・
埼玉県立循環器呼吸器病センター・彩香ランド田舎の家・らんざん苑居宅介護支援事業所

医療法人蒼龍会

訪問看護ステーションおおむらさき